

「さすガねっと」約款改定に関するお知らせ

大阪ガスのインターネット「さすガねっと」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
「さすガねっと」の各種約款を下記の通り改定しますのでお知らせします。

記

1. スタート割の改定

2024年10月1日ご契約分(※1)より、スタート割の適用期間、割引金額を以下の通り改定します。

(1) スタート割適用期間

インターネットサービスの提供開始日(とくとくプランの場合は提供開始日の翌日)が属する月を1か月目として6か月目までの期間に変更します。

(2) とくとくプラン10G スタート割の割引金額

とくとくプラン10G(とくとくプラン10Gを含む各サービスパックを含みます。)に適用されるスタート割の割引金額を月額660円(税込)増額します。

(※1) ご契約日はお申込及びお支払情報登録が共に完了した日となります。

(※) はやとくプラン(定期契約なし)をご契約の場合はスタート割適用対象外となります。

(※) とくとくプラン10G以外のプランについて、スタート割の割引金額の変更はございません。

2. はやとくプラン標準工事費、工事費相当額割引、契約解除料の改定

(1) 標準工事費、工事費相当額割引

2024年10月1日以降のご契約分より、標準工事費および工事費相当額割引を以下の通り変更します。

(税込)

		2024年9月30日 以前のご契約分※1	2024年10月1日 以降のご契約分※1
標準工事費	有派遣工事	19,800円	31,680円
	無派遣工事	2,200円	4,620円
工事費相当額割引 ※3	有派遣工事	1か月目※2	1,320円
		2か月目～24か月目	1,320円
	無派遣工事	1か月目※2	204円

		2 か月目～24 か月目	91 円	192 円
--	--	--------------	------	-------

※1 ご契約日はお申込及びお支払情報登録が共に完了した日となります。

※2 1 か月目は、契約事務手数料が発生する場合のみ割引

※3 はやとくプラン（定期契約なし）をご契約の場合は工事費相当額割引対象外となります。

(2) 契約解除料

2024 年 10 月 1 日以降、定期契約型プランの契約解除料について、最初の契約期間内に解除等された場合の契約解除料を以下の通り変更します。

(税込)

		2024 年 9 月 30 日以前 に解除等をした場合	2024 年 10 月 1 日以降 に解除等をした場合
契約解除料 (最初の契約期間内)	ファミリータイプ	4,565 円	4,070 円
	マンションタイプ	3,245 円	2,750 円

3. その他の主な改定

(1) さすがねっと とくとかプラン利用料割引等に関する規約

第 6 条（各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容）1 利用料割引特典 1-3 違約金相当額補填割引(1)について、以下の通り変更します。

(変更前)

(1) インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表 2 に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス 1 回線の解約に伴う違約金に限るものとします。

(変更後)

(1) インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表 2 に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス 1 回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限ります。

(2) さすがねっと はやとくプラン利用料割引等に関する規約

第 6 条（各利用料割引特典の提供条件と内容）3 違約金相当額補填割引(1)について、以下の通り変更します。

(変更前)

(1) さすがねっと はやとくプラン（2 年定期契約）の提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表 2 に定める割引期

間について同表に定める割引額を、さすガねっと はやとくプラン（2年定期契約）の月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴う違約金に限るものとします。

（変更後）

- (1) さすガねっと はやとくプラン（2年定期契約）の提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすガねっと はやとくプラン（2年定期契約）の月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りません。

(3) さすガねっと めちゃはやプラン契約約款

①第17条（契約者が行うさすガねっと めちゃはやプラン契約の解除）に以下の項を追加します。

3. さすガねっと めちゃはやプラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾します。

②第19条（当社が行うさすガねっと めちゃはやプラン契約の解除）に以下の項を追加します。

7. さすガねっと めちゃはやプラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾します。

③第32条（工事費の支払義務）を以下の通り変更します。

（変更前）

1. 契約者は、さすガねっと めちゃはやプラン申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費を支払っていただきます。
2. サービス開始日以後に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、別紙料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

（変更後）

1. 契約者は、さすガねっと めちゃはやプラン申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、サービス開始日の前日までにそのさすガねっと めちゃはやプラン契約の申込みの取消し又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。

④料金表3. 工事費(2022年6月30日までに契約を締結した場合)の標準工事費に関する備考及び料金表3. 工事費 標準工事費(2022年7月1日以降に契約を締結した場合)の標準工事費に関する備考を以下の通り変更します。

（変更前）

- ・ サービス開始日の前日までに、さすガねっと めちゃはやプランを契約解除された場合、請求しません。

(変更後)

- ・ サービス開始日の前日までに、さすガねっと めちゃはやプランを契約解除された場合、請求しません。また、初期契約解除制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。ただし、当社がさすガねっと めちゃはやプランの提供ができない場合等、当社の事由による契約解除の場合はこの限りではありません。

(4) さすガねっと めちゃはやプラン利用料割引等に関する規約

第6条（各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容）1 利用料割引特典 1-3 違約金相当額補填割引(1)について、以下の通り変更します。

(変更前)

- (1) さすガねっと めちゃはやプランの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすガねっと めちゃはやプランの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴う違約金に限るものとします。

(変更後)

- (1) さすガねっと めちゃはやプランの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすガねっと めちゃはやプランの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りします。

契約約款及び重要事項説明書の詳細は、さすガねっとホームページをご確認ください。

[電気通信サービスに関する契約約款・重要事項説明書 一覧-さすガねっと/大阪ガス \(osakagas.co.jp\)](http://osakagas.co.jp)

以上